

《資料 2 - 2》

令和 3 年度介護報酬改定を踏まえた 特別養護老人ホームの見直し事項について (個室ユニット型施設の設備・人員配置基準関係)

※本資料は、令和 3 年 3 月 9 日発出「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（高齢者支援課）」からの抜粋となります。

(3) 令和3年度介護報酬改定（特別養護老人ホーム）

① 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し

○ 改定の概要

- ・個室ユニット型施設において、ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、1ユニットの定員を、夜間及び深夜を含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることを求めつつ、現行の「おおむね10人以下」から「原則として10人以下とし、15人を超えないもの」とする。【省令改正】
- ・ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止する。【省令改正、告示改正】

○ 留意事項等

- ・個室ユニット型施設の入居定員についての基準省令の改正規定を参酌し、各自治体において条例が改正され、従来の条例の規定又は運用を通して認めてこなかった入居定員の基準を超えるユニット（以下「改正前定員超過ユニット」という。）が新たに整備される施設において適切な運営がなされるよう、以下の取扱いについてお願いしたい。

ア 改正前定員超過ユニットに勤務する介護職員及び看護職員の数の届出
改正前定員超過ユニットを整備する施設は、指定又は変更の申請の際に、当該ユニットの入居定員に加え、当該ユニットに勤務する介護職員及び看護職員の総数並びに夜間及び深夜の勤務に従事する介護職員及び看護職員の数がわかる勤務表等の資料を都道府県等に届け出るものとする。

イ 改正前定員超過ユニットを整備する施設に対する指導

改正後の「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日老企発第43号）等の関係通知において、改正前定員超過ユニットを整備する施設は、夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案し、次のとおり職員を配置するよう努めるものとされている。

イ 昼間については、ユニットごとに常時1人の配置に加えて、当該ユニットにおいて日勤時間帯（夜勤時間帯に含まれない連続する8時間をいい、原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする。）に勤務する別の従業者の1日の勤務時間数の合計を8で除して得た数が、入居者の数が10を超えて1を増すごとに0.1以上（15人ユニットの場合は、ユニットごとに1.5人以上）

ロ 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人の配置に加えて、当該2ユニットにおいて夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前5時までを含めた連続する16時間をいい、原則として事業所又は施設ごとに設

定するものとする。)に勤務する別の従業者の1日の勤務時間数の合計を16で除して得た数が、入居者の合計数が20を超えて2又はその端数を増すごとに0.1以上(15人ユニットが2つ(計30人)の場合は、2ユニットごとに1.5人以上)

都道府県等は、施設が届け出たアの資料を確認し、上記イ及びロが満たされていない場合は、少なくとも以下の事項について当該施設に聴取すること。

- ・上記イ及びロに示した数の職員が確保できない理由
- ・上記イ及びロに示した数の職員が確保できる時期の見込み
- ・ケアの質を担保するために当該施設が行っている取組

都道府県等は、施設に対する聴取を踏まえ、当該施設が上記イ及びロに示した数の職員を確保するために十分な努力を行っておらず、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障が生じると見込まれる場合は、改正前定員超過ユニットの運営を認めないことも選択肢として指導を継続すること。

ウ 改正前定員超過ユニットの運営状況の定期的な確認

都道府県等は、改正前定員超過ユニットの運営状況を定期的に確認すること。特に、上記イ及びロに示した数の職員が確保できていない施設に関しては、重点的に運営状況を確認し、適切な指導を行うこと。

また、国においても、改正前定員超過ユニットの整備・運営状況を定期的に把握しつつ、適切な運営や指導が行われているか検証することとしているので、都道府県等においては、国の調査に協力すること。

② 介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直し

○ 改定の概要

介護老人福祉施設等の人員配置基準について、人材確保や職員定着の観点から、職員の勤務シフトを組みやすくするなどの取組を推進するとともに、入所者の処遇や職員の負担に配慮する観点から、食事、健康管理、衛生管理、生活相談等における役務の提供や設備の供与が入所者の身体的、精神的特性を配慮して適切に行われること、労働関係法令に基づき、職員の休憩時間や有給休暇等が適切に確保されていることなどの留意点を明示しつつ、以下の見直しを行う。

ア 従来型とユニット型を併設する場合において、入所者の処遇に支障がない場合、介護・看護職員の兼務を可能とする。

イ 広域型特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合、管理者・介護職員の兼務を可能とする。

ウ サテライト型居住施設において、本体施設が特別養護老人ホーム・地域密着型特別養護老人ホームである場合に、本体施設の生活相談員により当該サ

テライト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、生活相談員を置かないことを可能とする。

エ 地域密着型特別養護老人ホーム（サテライト型を除く）において、他の社会福祉施設等との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことを可能とする。

③ ①②共通の留意事項等

今回の省令改正に伴い、管内個室ユニット型施設を1ユニットの入居定員15人を超えない範囲で整備する場合や、管内施設において人員配置基準等を見直す場合においては、

- ・ 食事、健康管理、衛生管理、生活相談等における役務の提供や設備の供与が入所者の身体的、精神的特性を考慮して適切に行われること
- ・ 労働関係法令に基づき、職員の休憩時間や有休休暇等が適切に確保されていること

に十分留意いただくよう、指導等を行っていただきたい。